

## 7 章

### 10代の少年による法廷システム

## 7章 10代の少年による法廷システム

10代の少年による裁判所のプログラム（以後、少年法廷）は、少年による犯罪や非行を減らす目的で作られた。そのため一般の刑事裁判所に比べて、少年による軽犯罪に対する目配りが行き届いている。また、未成年の犯罪に対する世間の認識を深めるとともに、犯罪の取締りや防止策に対するコミュニティの関与を高める機能もはたしている。

1970年代の後半から1980年代の初めにかけて、全米に先駆けて10代の少年による裁判所を設けたのはテキサス州だった。しかし当初のシステムでは、10代の犯罪者の救済になっていなかったため、1983年、ナタリー・ロザスティンがテキサス州オデッサに、有名なテキサス少年裁判所を設立した。当時、アメリカの多く都市では、警察は重大犯罪の処理に忙殺され、少年非行による非行や軽微な犯罪の告発にまで手がまわらなかった。また未成年の飲酒やアルコール中毒などアルコール関連の犯罪に対する有効な方策がなく、その処置に困っている都市も多かった。警察も裁判所も、飲酒の罪で10代の少年を刑務所に送りたくはなかったが、それ以外に有効な手だてがなかったのである。

### 1. 少年法廷システムの概要

少年法廷は、7歳から19歳までの犯罪者を対象としている。主に初犯者を対象とする施設が大半だが、約半分の裁判所では、重犯者も受け入れている。

#### （1）犯罪の種類

少年法廷で扱う犯罪の種類は州や地域によって異なるが、大半の施設は、飲酒や麻薬、暴力、治安を乱す行為、交通違反、無断欠席、放浪、家宅侵入、夜間外出といった非行や軽犯罪が対象となる。しかしわずかではあるが、より重い犯罪——たとえば暴行、強姦、放火、強盗、押し込み、窃盗、車の改造、いやがらせなどを扱う施設もある。

## （２）学校内の犯罪／校外での犯罪

学校内における犯罪だけを扱う少年法廷もある。たとえば青少年にありがちな取っ組み合いのけんかなどの場合、校長は、警察を呼んでその生徒を暴行罪で逮捕させるより、校内の少年法廷にはかって事件を解決するよう指導する。

一方学校外で警察に逮捕された少年のための施設もある。逮捕後、少年はまず刑事裁判所に召喚され、罪状の認否を問われる。その場で裁判官と検察官は、少年に、軽度の犯罪を認めるか、同年代の青少年による裁判を受けるか、もしくはもっと厳しく長期に渡る裁判を受けるかを選択させるのである。

## （３）設置場所と件数

少年裁判所は、正式な刑事裁判所ではないので、裁判は学校やコミュニティセンターでも行うことができるが、やはり実際の法廷で開かれる方が効果は上がるようだ。１９９５年１０月の統計では、少年裁判所は３０の州にあわせて２５０件存在しており、１９９４年の年間の平均予算額は約３万３千ドルであった。ほとんどの施設は、ボランティアの協力なくして成り立たない。裁判官と検察官は、時間をさいて、被告弁護側と検察側それぞれの役割について少年達に指導している。陪審員として協力する教師や少年もいる。地元の刑事裁判システムに、密接に組みこまれているプログラムもあれば、少年の保護観察部門、法執行機関、ＮＰＯや学校などによって、運営管理されている組織もある。

## （４）判決

少年法廷で科される刑罰は、主に三種類ある。もっとも多いのは、少年陪審を務めるよう宣告されるケースである。陪審の任期は、罪の重さによって決まる。これと並んで一般的なのが、コミュニティへの奉仕活動である。また、アルコールや麻薬、運転に関する犯罪を犯した少年は、教育クラスへの参加を命じられる。

暴力行為もしくは軽度の窃盗による犯罪者は、謝罪文を書いたり、自分が犯した犯罪についてのレポートを書いたりするよう命じられるケースもある。

被告の少年は、少年裁判所に送致される以前に逮捕され、それが公式の記録として残っている場合が多い。しかし、少年法廷の中には、被告が判決どおりに罰則を受ければ、逮捕歴を封印または抹消する権限をもつものもある。

そのため罰則の遂行は、厳重な監視のもとに行なわれる。学校内の事件で被告の生徒が罰則の遂行を怠った場合、学校当局はこの少年を、より厳しい処分を科せられる刑事裁判所へ差し戻す。テキサス州では、少年法廷による刑罰を完了できない場合、刑事裁判所に送られて有罪の判決を受け、罰金が科せられる。

## 2. 少年法廷に対する政府の施策

### (1) 連邦政府

連邦政府は、少年司法局および非行防止局をつうじて、全ての少年法廷を監視し、詳細な記録を残している。数多くの連邦政府機関が、州の組織に資金を提供しており、それが各州内の少年法廷に基金として分配されている。

### (2) 州政府および地方公共団体

少年法廷のなかには、市や郡の行政当局から資金の全額を提供されているプログラムもあれば、一部だけ支援を受けている場合もある。それにくわえて州政府からの支援も受けている場合もある。市や郡から資金援助を受けている場合は、どうしても、地方自治体（たとえば市の行政当局や警察など）の管理下におかれやすい傾向がある。

## 3. コミュニティ、家庭、学校を基盤とする非行防止策

### (1) 誰が参加するのか

ほとんどの地域住民は、ボランティアスタッフとして少年法廷に参加できる。したがって、裁判官、警察官、保護観察員、弁護士、教師、学校経営者、政治家、市の職員、犯罪犠牲者、学生、青少年やその親、地域の青年団体からのボランティア、宗教家など、多様な人々がこの活動に携わっている。アメリカには無数のボランティア団体があるが、その

なかには犯罪や非行に関心をもつ団体が多いのである。

## (2) 募金活動

資金を得るために、少年法廷のスタッフは、コミュニティ内の企業や団体に自分たちの活動を宣伝したり、募金のためのイベントを開催したりしている。時には、他のNPOと共同で募金活動にあたることもある。その結果、少年問題や犯罪取締りの問題に関連する様々な団体を包括する大団体の傘下に入るとこともある。このようなネットワークに参加することによって、コミュニティ内に、少年法廷と重複する活動や混同されがちな活動を行なう団体がないか、確認することもできる。

## 4. 成果

少年法廷は、地域によって扱う犯罪のタイプも手続きも異なるため、その効果を一般化して評価するのは難しい。全米保護観察・執行猶予協会（APPA）の1994年の調査によれば、各法廷の効果の差はきわめて大きく、再犯率がゼロというものから75%まで、大きな幅があった。しかし同協会の集計では、少年法廷の被告の再犯率は平均5%にすぎない。

また、少年法廷が被告に義務づけるコミュニティへの奉仕活動は、このプログラムの副産物にあげられる。このプログラムのおかげで、各コミュニティのNPOには、青少年の犯罪者による長時間の労働奉仕がもたらされた。

### 少年法廷の事例

少年法廷は、地域を基盤とする自主的なプログラムであり、9歳から17歳までの犯罪者に対し、同年代の陪審員の裁定による判決がくだされる。ここで紹介するのは、ノースカロライナのカンバーランド郡における少年法廷の事例である。

### <背景>

1994年、カンバーランド郡議会は少年法廷のプログラムを実行するため、カンバ

ーランド郡の紛争解決センターに3万ドルを提供した。その後新しい法律を制定し、年間の予算を7万5千ドルまで引き上げた。

このプログラムには2つの目的がある。第1に、地域社会に対して、少年を健全に育成するための新しく効果的な方策を提示すること、第2に、少年に対し、自分達の行動に責任を持ち、犯した過ちから学ぶ機会を与えることである。少年法廷で裁かれる犯罪には、公務執行妨害、重い交通違反、学校への武器の持ちこみ（ただし拳銃は含まない）、窃盗および薬物やアルコールの所持などがある。カンバーランド郡の少年法廷で扱う事件は、犯罪をおかした少年本人、または家庭裁判所（少年事件を扱う司法機関）、警察、学校および地方裁判所などの付託をうけたものである。

1995年には22名の専門家が、ボランティアとして参加した（うち弁護士7名、地方裁判所の判事3名、および裁判の執行と監督にあたる成人12名）。約300人の学生が、陪審の訓練を受けた。なお同郡の少年裁判は、郡の裁判所で実施されている。

#### <少年法廷の手続き>

少年の犯罪者が少年法廷に宛てた罪を認める文書を提出すると、行政責任者がそれを少年法廷に送る。その後法廷は、次のような手続きで進行する。

- ① 少年法廷のスタッフが、少年法廷プログラムによって裁かれるのにふさわしい事件かどうか判断する。
- ② 被告とその親が、少年法廷のスタッフによる面接を受ける。被告、親、スタッフの全員が少年法廷への送致に同意したら、その旨を記した契約書にサインする。（ただし被告には、いつでもこの契約を解消できる権利がある）
- ③ 裁判当日に、被告と弁護人の少年は、事件について話し合いを行う。  
弁護人役の少年は、事前に弁護士としての訓練を受けている。
- ④ 法廷で被告は、いずれも同年代の少年がつとめる弁護人、検察官および陪審員の前で質問に答える。
- ⑤ 陪審が「前向きな判決」すなわち陪審員として働くか、コミュニティで奉仕活動をするか、教育セミナーに参加するかを決め、判決を下す。被告人に科せられた罰則の遂行は、90日以内に完了しなければならない。

#### <成果>

少年犯罪そのものの背景の複雑さもあって、このプログラムの総合的な成果を評価するのは非常に難しい。ただ、カンバーランド郡の調査によれば、少年法廷の被告に

よる判決後9ヵ月間の再犯率は、約2割にとどまった。しかし、判決後2年以内に再び犯罪を犯した者は、38%に達している。

<参考資料>

Godwin, Tracy M., with Steinhart, David J., et. al. Peer Justice and Youth Empowerment: An Implementation Guide for Teen Court Programs.

American Probation and Parole Association, U.S. Department of Justice: Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention, and U.S. Department of Transportation: National Highway Traffic Safety Administration, 1996.

Report on the Teen Court Programs in North Carolina. Administrative Office of the Courts, Submitted to the North Carolina General Assembly, March 15, 1995.

Web Resources:

Aurora Municipal Justice Center - [www.ci.aurora.co.us/court](http://www.ci.aurora.co.us/court)

Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention - [www.ncjrs.org](http://www.ncjrs.org)

Evelyn M. Lord Teen Court (Texas) - [www.ih2000.net](http://www.ih2000.net)